

生殖補助医療研究目的でのヒト受精胚の作成・利用の在り方について（平成21年4月15日）

本報告書では、生殖補助医療の向上に資する研究でヒト受精胚の作成を伴うものを検討の対象とした。

具体的には、

- ・正常な受精又は受精率の向上を目的とする受精メカニズムに関する研究
- ・正常な胚の発生及び発育の補助を目的とする胚発生・発育に関する研究
- ・正常な胚の着床又は着床率の向上を目的とする着床メカニズムに関する研究
- ・配偶子及び胚の保存効率の向上に関する研究（当該配偶子を用いて新たに胚を作成することまでを一連のプロセスとする研究に限る。）

等が考えられる。

「ヒトE S 細胞の樹立及び分配に関する指針」に関する新旧対照表（最終改正：平成22年5月20日）

改正案 第52条(略) 1～3(略)

4 ヒトE S 細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトE S 細胞の導入、並びにヒトE S 細胞から作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこと。

現行 第52条(略) 1～3(略)

- ・並びにヒトE S 細胞からの生殖細胞の作成を行わないこと。